

平成 26 年 11 月 25 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 オリックス不動産投資法人
 代表者名：執行役員 安田 博
 (コード番号 8954)

資産運用会社名
 オリックス・アセットマネジメント株式会社
 代表者名：代表取締役社長 亀本 由高
 問合せ先：取締役常務執行役員 金澤 純子
 T E L : 03-5418-4858

**資産運用会社における組織変更、関係会社取引規程の改定及び
 重要な使用人の変更に関するお知らせ**

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下、「当社」といいます。)は、コンプライアンス管理体制及びガバナンスの強化のため意思決定プロセスの見直しを行い、本日、投資委員会の新設、コンプライアンス委員会の機能見直し及び各委員会の外部委員の選任、関係会社取引規程の改定並びにその他の組織変更及び重要な使用人の変更について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 投資委員会の新設及びコンプライアンス委員会の機能見直し並びに外部委員の選任（平成 26 年 12 月 1 日付）
 - (1) 変更の概要

資産運用の意思決定プロセスにおいて、より審議の実効性を高め、コンプライアンス管理体制及びガバナンスを強化するため、投資委員会を新設するとともに、既存のリスク・コンプライアンス委員会の機能見直しを行い、さらに各委員会に外部委員を設置します。資産運用にかかる重要な事項は投資委員会で決議し、リスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンス及びリスク管理(オリックスグループとの取引等)に特化します。また、各委員会の決議は原則外部委員の出席を必須とし、外部委員に拒否権を付与しています。
 - (2) 変更後の当社の組織図
 参考資料をご覧ください。
 - (3) 投資委員会
 - (i) 目的
 当社が資産の運用を受託する投資法人の資産の運用に関する重要な事項を審議・決議し又は報告を受けます。
 - (ii) 構成員
 社長、執行役員、リスク・コンプライアンス部管掌役員、外部委員 1 名以上
 社長を委員長とし、委員会には取締役、監査役、監査室長及び本投資法人の執行役員が立会人として出席することができます。

(iii) 外部委員

外部委員は当社と利害関係を有しない不動産鑑定士とし、当社の取締役会が選任します。

平成 26 年 11 月 25 日付取締役会の決議により、不動産鑑定士 1 名を投資委員会の外部委員に選任しています。

(iv) 主な決議事項

- オリックス不動産投資法人資産運用及び不動産管理に関する規程の改定
- 投資法人の資産運用に係る投資方針及び運営戦略を含む事業計画の策定
- 投資法人の資産の取得・譲渡
- 投資法人の資金調達
- 投資法人の予算、計算書類等

(4) リスク・コンプライアンス委員会

(i) 目的

当社及びオリックス不動産投資法人にかかるコンプライアンス及びリスク管理に関する重要な事項を審議・決議し又は報告を受ける。

(ii) 構成員

リスク・コンプライアンス部管掌役員、外部委員 1 名以上

リスク・コンプライアンス部管掌役員を委員長とし、当社の取締役、監査役、監査室長及び本投資法人の執行役員が立会人として出席することができます。

(iii) 外部委員

外部委員は当社と利害関係を有しない弁護士とし、当社の取締役会が選任します。

平成 26 年 11 月 25 日付当社取締役会の決議により、弁護士 1 名をリスク・コンプライアンス委員会の外部委員に選任しています。

(iv) 主な決議事項

- リスク・コンプライアンス・プログラムの制改定
- 当社の規則・規程および内規の制改定
- 本投資法人の資産の取得・譲渡
- オリックス不動産投資法人資産運用及び不動産管理に関する規程の改定
- 関係会社取引規程において、リスク・コンプライアンス委員会の審議が必要とされる取引に関する事項（2. 関係会社取引規程の改定ご参照。）

2. 関係会社取引規程の改定（平成 26 年 12 月 1 日付）

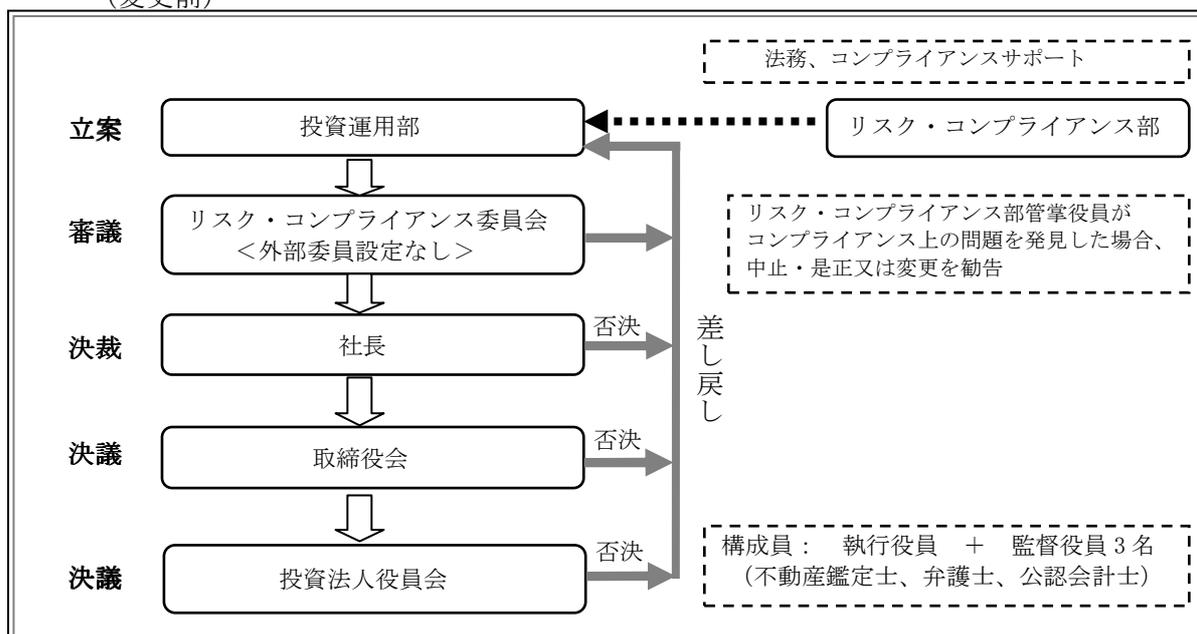
(1) 改定の概要

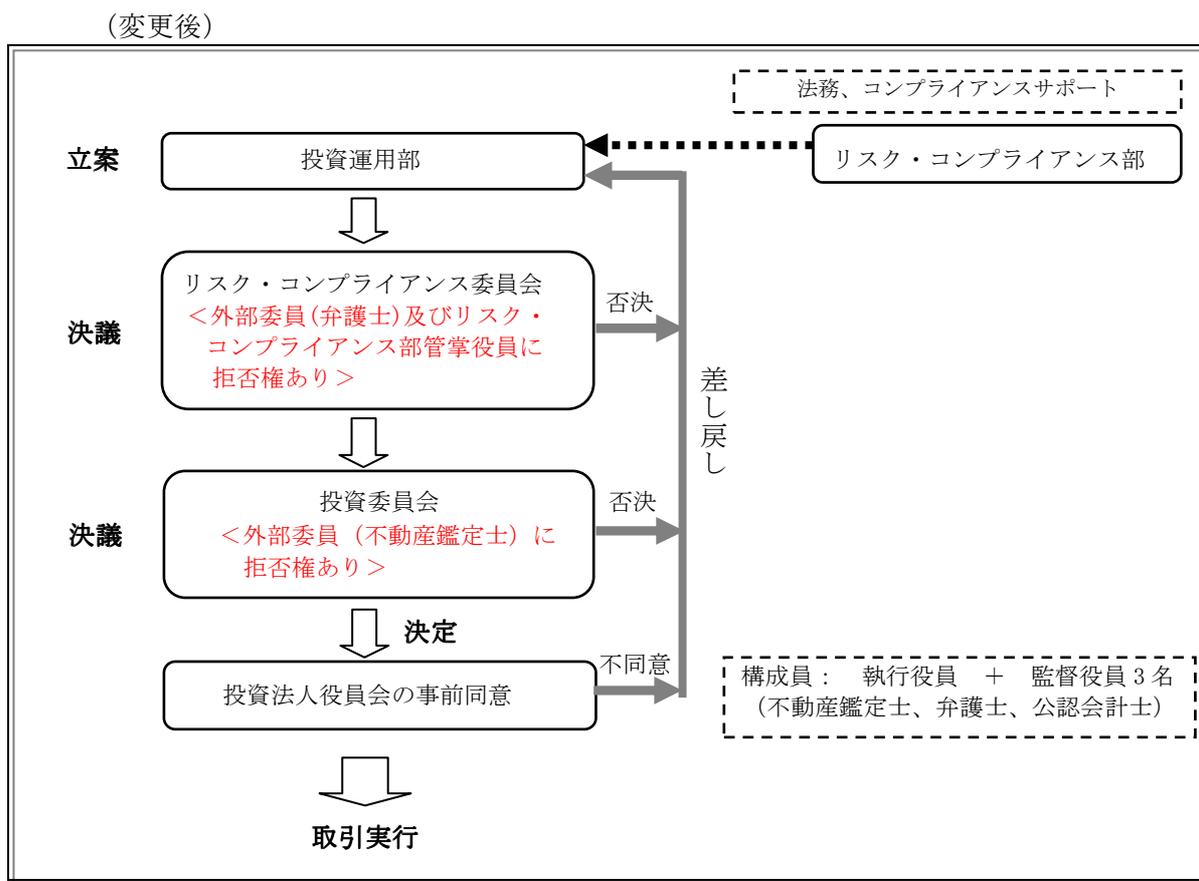
投資信託及び投資法人に関する法律の改正及び上記委員会の見直しに伴い、関係会社等との取引にかかる意思決定フローを変更しました。なお、関係会社取引規程は、当社と本投資法人との間の資産運用委託契約の別紙としてしていますので、関係会社取引規程の改定については資産運用委託契約を変更する方法により、平成 26 年 11 月 25 日付で本投資法人役員会の承諾を取得しています。

(2) 変更後の関係会社等との取引にかかる意思決定の規程

| |
|--|
| I. リスク・コンプライアンス委員会（外部委員設置）の承認後、当社所定の決裁を得るとともに、本投資法人の事前の同意を要する取引 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不動産関連資産の取得又は譲渡に係る契約の締結、変更又は解約 ➤ 資金の借り入れ又は特定融資枠若しくはコミットメントライン等の設定に係る契約の締結又は変更（更改を含む。） ➤ 不動産関連資産に対する担保権の設定又はその条件の変更 ➤ 関係会社等が発行する有価証券の取得 ➤ 不動産関連資産に係る賃貸借契約（ただし、III. に掲げるものを除く。）で、その月額賃料が2,000万円を超過するものの締結又は変更 |
| II. リスク・コンプライアンス委員会（外部委員設置）の承認後、当社所定の決裁を要する取引 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不動産関連資産に係る賃貸借契約（ただし、III. に掲げるものを除く。）で、その月額賃料が200万円超2,000万円以下であるものの締結又は変更 ➤ 不動産関連資産に係る不動産管理委託契約又は建物管理委託契約の締結又は変更 ➤ 不動産関連資産の取得、譲渡又は賃貸借の媒介又は代理に係る仲介手数料その他の報酬の支払いで、その金額が1件200万円を超過するもの ➤ 不動産関連資産に係る損害保険の付保で、その年間の保険料が1件300万円を超過するもの ➤ 不動産関連資産に係る工事の発注に係る契約で、その費用が1件1,000万円を超過するものの締結又は変更 ➤ 不動産関連資産に係る電気需給契約の締結又は変更 ➤ 上記に掲げるもの以外の取引に係る契約で、その費用が1件1,000万円を超過するもの（但し、役務の提供が継続的に行われる取引である場合には、その月額費用が200万円を超過するもの。）の締結又は変更 |
| III. 取引後に遅滞無く社長への報告を要する取引 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ マスターリース会社との間でパススルー型マスターリース契約を締結している場合において、当該契約に転借人の選定を一定の範囲でマスターリース会社に一任する旨が定められているときにおける、マスターリース会社と関係会社等との転貸借契約の締結又は変更 |

(3) ご参考：本投資法人の資産の取得・譲渡に係る意思決定フロー
関係会社等以外との取得・譲渡についても同様の手続きです。
(変更前)





3. その他の組織変更及び業務分掌の変更 (平成 26 年 12 月 1 日付)

(1) 変更の概要

資産運用業務のより円滑かつ合理的な運営を図るため業務分掌の見直しを行います。これに伴い、本投資法人の資産運用にかかる方針（投資方針を含む）及び事業計画の策定等に関して、専門部署として戦略企画部を新設します。併せて、新しい業務分掌に即した部の名称とするため、総合企画部の名称を財務 IR 部へ、財務経理部の名称を総務経理部に変更しました。

(2) 変更後の組織図

参考資料をご覧ください。

4. 重要な使用人の変更 (平成 26 年 12 月 1 日付)

| | 新 | 旧 |
|------|-------------|--------|
| 和田幸夫 | 戦略企画部長 | - |
| 岩井正幸 | 総務経理部長(※) | 財務経理部長 |
| 橋本圭司 | 財務 IR 部長(※) | 総合企画部長 |

(※) 部署名の変更に伴うもの。

なお、上記の組織変更、業務分掌の変更及び重要な使用人の変更に関しては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令・規則に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

【参考資料】組織図(平成 26 年 12 月 1 日現在)

